

令和5年度「適合証明技術者業務講習」 会場講習のご案内

「適合証明技術者」は、住宅金融支援機構のフラット35（中古住宅）等の依頼に基づき、書類審査及び現地調査を行い、住宅金融支援機構の基準に適合しているかの判定業務を行うことができます。

「適合証明技術者」の登録には、登録制度の内容、意義及び業務の重要性を十分認識していただくとともに、的確に業務を行っていただくための講習の受講が義務付けられていますので、必ずご受講ください。

主催者 共催：（一社）山口県建築士事務所協会・（一社）日本建築士事務所協会連合会
協力：独立行政法人住宅金融支援機構

受講対象者 建築士事務所に所属する建築士で、既存住宅状況調査技術者資格を有するもの（令和5年12月末までの講習を受講予定でも可）

日時 令和5年8月28日（月） 13:30～17:40（受付13:00～）
※同日（午前中）に既存住宅状況調査技術者講習【更新講習】も開催します

受付期間 令和5年7月3日（月）～令和5年8月7日（月）

会場 山口県セミナーパーク 研修室103（定員：50名）
所在地：山口市秋穂二島1062 TEL：083-987-1410

受講料 15,400円（税込・テキスト代を含む、登録料は別途必要）
テキスト：『適合証明技術者実務手引 令和5年度改訂版』

登録料 既存住宅現況調査技術者の有効期限により登録期間が異なります。
・登録期間1年間（有効期限が2025年3月31日の方） 6,650円（税込）
・登録期間2年間（有効期限が2026年3月31日の方） 13,300円（税込）
・登録期間3年間（有効期限が2027年3月31日の方） 19,950円（税込）
※業務開始日は、令和6年（2024年）4月1日からです。

時間割

時間(予定)	内容	講師
13:30～13:40 (10分)	あいさつ	建築士事務所協会役員
13:40～17:00 (200分、休憩を含む)	適合証明業務の概要・意義、手続・対象となる住宅・流れ、一戸建て等、耐久性基準、マンション、既存住宅状況調査結果活用、フラット35S・維持保全型、検査省略、書式、検査過誤事例・Q&A、適合証明業務システムなど	DVD講習 (住宅金融支援機構)
17:00～17:20 (20分)	理解度確認チェック	

C P D 建築 CPD 情報提供制度の認定プログラムとなる予定（3認定時間）。

申込方法

下記の登録申請に必要な書類を揃えて、申込先窓口へ持参、もしくは郵送（簡易書留など追跡できるもの）にて提出してください。

※窓口持参される場合は、ご連絡のうえお越しください。

登録申請に必要なもの ①②③については様式のダウンロードができます

[①登録申請書 \(PDF\)](#)

[②適合証明業務に関する確認書 \(PDF\)](#) ※必ず A3 版にて印刷

[③講習受講申込書 \(Excel\)](#)

④指定事務所登録機関が発行した建築士事務所登録を証する書類の写し

⑤登録予定建築士の建築士免許証または免許証明書の写し

⑥既存住宅状況調査技術者修了証明書又は資格者証の写し

※令和6年（2024年）4月以降の有効な資格者証の写であること

⑦登録予定建築士の写真2枚（カラー、縦3.0cm、横2.4cm）

※1枚は登録申請書貼付用、もう1枚は受講票貼付用に使用します

⑧運転免許証等公的機関発行の資格者証等、本人の氏名と写真が確認できる書類の写し

⑨受講料・登録料の振込の場合は、銀行等振込の控えの写し

⑩郵送の場合は返信用封筒（角2）（レターパックライトなど追跡ができるものが望ましい。）

受講料・登録料のお支払い

受講料及び登録料を窓口、または所定の口座へお振込みによりお支払いください。

お振込み先は下記をご参照ください。

申込先・お問合せ先

窓口名	一般社団法人 山口県建築士事務所協会
窓口住所・郵送先	〒753-0072 山口市大手町3番8号 山口県建築士会館内
電話番号	083-925-6701
F A X	083-925-6763

振込先

口座番号	山口銀行 県庁内支店 普通 0064792
口座名義	シャヤマクチケンケンチクジムショキョウカイ 一般社団法人 山口県建築士事務所協会

（振込手数料はご負担ください。）

受講にあたっての注意事項

- 登録予定建築士本人以外は受講できません。
- 受講票を当日必ずご持参のうえ、受付にご提示ください。
- 講習テキスト「適合証明技術者実務手引 令和5年度改訂版」は、講習当日にお渡しします。
- 鉛筆、消しゴムと、重要箇所のチェックに蛍光ペン等が必要ですのでご持参ください。
- 講習を受講しない場合、「適合証明技術者登録証明書」は交付されません。遅刻、途中退室した場合も同様です。
- 「適合証明技術者登録証明書」は、令和6年3月中旬以降、登録機関事務局から技術者宛てに簡易書留で郵送します。
- 納入された受講料は、主催者の責により講習を受講できなかった場合を除き、返還しません。